

あかひけ 3

♪発行/赤池町役場 〒822-1193 福岡県田川郡赤池町大字赤池970番地の2 ☎0947(28)2004 ♪編集/総務課 No.446



未来へ翔く君たちを町中で見守ります

青少年育成田川地区大会「わたしの主張」が、2月19日に赤池町同和对策中央研修所で開催されました。田川市郡（10市町村）から選出された小中学生11人が日頃感じたことや思ったことを力強く主張。赤池町からは上野小6年太田絢子さんが「未来の地球」について発表し、参加者をうなずかせていました。最後は「童謡のまち」にふさわしく、町内グループによる「四季」をテーマにしたアトラクションで幕を閉じました。



旋律

近頃、凶悪犯罪や前例がないような事件が多発しています。犯人や容疑者の生い立ちをみるといずれも特異な環境で育つたり、生活していたことに気づかれます。生活環境に、核家族化や地域社会のつながりの希薄化が大いに影響しているのは明らかです。今後の青少年犯罪の増加が懸念されます。▼孟子の母が、わが子の教育に適した環境を求めて、三度も住居を移したという「孟母三遷の教え」。人間は環境に左右されます▼平成14年から学校は完全週5日制になり、家庭や地域の教育力が今まで以上に求められます。「子ども達が健やかにたくましく成長していく環境づくり」子育ての最中の人はもちろん、子育てが終わった人にも是非、意識してほしいと思います。自分の周りの子ども達にも、もう一度目を向けてみて下さい。日頃からの声かけ（コミュニケーション）が、子ども達との「つながり」を生む第一歩なのですから…

介護保険準備はお済みですか？

4月から介護保険制度がはじまります

いよいよ4月から介護保険制度のサービスがはじまります。介護保険を利用してサービスを受けるためには、介護が必要かどうか、どの程度介護に手がかるかという認定「要介護認定」を受ける必要があります。

そして介護が必要であるという認定を受けたら、どのような介護サービスを受けていくかという計画「ケアプラン」を作成して、これに基づいてサービスを受けることとなります。準備は万全ですか？

本人はもちろん家族でサービスを利用する人がいれば、もう一度チェックしてみましょう。

認定を受けたらケアプランの作成を

要介護認定を受け、納得のいく介護サービスを利用するためには、ケアプラン（介護サービス計画）の作成が必要です。

ケアプランは居宅介護支援事業者のケアマネージャー（介護支援専門員）に作成を依頼します。ケアプランができるとその計画にそった適切なサービスを受けることができます。

本人の希望や家族の状況など十分話し合った上で作成してください。作成にかかる費用は無料です。

低所得の人は負担が軽減されます

●低所得世帯で平成12年3月までにホームヘルプサービスを利用していた高齢者は、3年間利用者負担が3%になります。

次の2つを満たしている高齢者が対象です。
①平成12年4月以前の1年間にホームヘルプサービスを利用している人。
②低所得の人。生計中心者が所得税非課税の場合。

●障害者のためのホームヘルプサービスを利用していた人は、5年間利用者負担が3%になります。
次のいずれかに該当する人が対象です。
①65才になる前（一年以前）から障害者のホームヘルプサービスを利用している人。
②特定疾病により要介護・要支援の状態となった40才から64才までの人。

要介護認定の申請はお済みですか？

現在、ホームヘルプサービスやデイサービス、訪問看護などの介護サービスを利用している人で引き続き4月からの介護保険サービスを受ける人、また、介護が必要で新たにサービスを受けた人は、「要介護認定」を受ける必要があります。

元気で介護が必要ない人は、申請する必要はありません。養護老人ホーム（天郷荘など）は介護保険施設ではありません。入所希望の人は今までもおり役場福祉係で手続きをしてください。
※特別養護老人ホームは、介護保険施設です。

介護保険関係の所得申告を忘れずに

4月からはじまる介護保険制度は、40才以上の人が加入し、その保険料で制度が運営されます。

第1号被保険者（65才以上）の保険料は、被保険者だけでなくその世帯全員の所得状況によって5段階に分けられるため、課税資料の無い人は「所得申告」が必要です。

被保険者（40才以上）、第1号被保険者（65才以上）及びその配偶者が属する世帯の世帯主で、次の人は「所得申告」の必要はありません。

- ▼ 税務署で確定申告をした人
- ▼ 町の税務課で申告をした人
- ▼ 町の税務課で「申告不要」の対象になっている人
- ◎ 町外に居住している人から扶養されている人は、扶養情報がありませんので「申告が必要」です。
- ◎ 第1号被保険者（65才以上）と同じ世帯で、40才未満の人は、世帯の町民税課税者の「有無」を判定するために「申告が必要」です。

税務課の申告時期3月15日までに申告してください。

ご質問ご相談は役場介護保険係まで

要介護認定の申請書と居宅サービス計画（ケアプラン）の作成依頼届出書は、役場介護保険係に依頼する居宅介護支援業者に提出します。

介護保険に関するご質問やご相談などは、役場福祉健康課介護保険係までお寄せください。

役場福祉健康課介護保険係
Tel (28) 2004
(内線146)



▲役場玄関から入り1階の向かって左側カウンター番が福祉健康課です。

保健康だより

親子であそぼ教室 “笑べっこくらぶ”のご案内



「子育て仲間の輪をひろげよう」
子育ての最中は、心配やイライラの連続です。でも、同じ育てるなら、楽しみながら育てるほうが楽ですよね。ひとりで悩まないで、まわりのいろいろな人の力を上手に借りましょう。子どもは、親だけのものではなく、社会みんなの宝ものなのですから。小さな子どもを連れて、なかなか外に出るのも大変です。そんなとき同じ子ども連れと一緒にいたらどんなに心強いですよ。

「笑べっこくらぶ」では、子どもたちには集団の楽しさを、お母さんには情報交換のできる仲間づくりを目標としています。

「友達が欲しい」「育児に自信がもてない」「育児のストレスを解消したい」そんな、お母さんとちびっこを待っています。

乳児健診や乳児相談の場面で、近所に同年代の子どもがいないため、相談したり、遊ぶ友達がないという悩みが少なくありません。ほかの町のように育児サークルなどがなく、それに拍車をかけているようです。このような現状をふまえ、4月からお母さんとお子さんを対象に「遊び」をテーマにした「親子であそぼ教室」を新設します。

「よく遊び、よく学ぼう」
「遊び」は子どもが伸びていくための栄養です。むだなことや同じことのくり返しのように見えても、必ずどこかで役に立っています。からだを動かしてよく遊ぶと、その刺激が脳を発達させます。一緒に楽しく遊んでくれる人がいることで気持ちが安定します。特に幼児期においては、遊びを

とおして、感覚を働かせたり運動をしたり、物を作ったり、想像をしたりするようになります。そして、他人を思いやること、我慢することなどを徐々に身につけていきます。

対象 町内にお住まいの0才～就学前の子どもと保護者
とき 4/20・5/29・6/26・7/31・8/31
9/19・10/20・11/30・12/15・1/30
2/16・3/15の10時～11時30分
ところ 赤池町民会館
募集人数 親子20組(定員になり次第しめ切ります)
申し込み問い合わせ先
3月31日までに役場福祉健康課健康衛生係
Tel 28-2004(内線145・190)にご連絡ください

ステップクラブ新規加入者大募集 毎週金曜日13時30分～15時(町民会館) 簡単な健康体操です。詳しくは役場健康衛生係まで。

申請書提出 → 要介護認定 → ケアプラン作成 → 介護サービス